

四半期報告書

(第12期第3四半期) 自 平成 24 年 10 月 1 日
至 平成 24 年 12 月 31 日



(E03610)

第12期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【役員の状況】	28
第4 【経理の状況】	29
1 【四半期連結財務諸表】	30
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月8日

【四半期会計期間】 第12期第3四半期(自平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳賀修

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳賀修

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪府中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		2011年度 第3四半期 連結累計期間 (自2011年 4月1日 至2011年 12月31日)	2012年度 第3四半期 連結累計期間 (自2012年 4月1日 至2012年 12月31日)	2011年度 (自2011年 4月1日 至2012年 3月31日)
経常収益	百万円	638,100	619,407	850,350
うち信託報酬	百万円	17,534	15,987	23,497
経常利益	百万円	212,458	217,762	274,872
四半期純利益	百万円	157,620	229,206	—
当期純利益	百万円	—	—	253,662
四半期包括利益	百万円	146,853	249,001	—
包括利益	百万円	—	—	300,884
純資産額	百万円	1,688,428	2,038,736	1,843,329
総資産額	百万円	41,564,963	42,439,281	43,199,830
1株当たり四半期純利益金額	円	64.31	93.83	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	96.56
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	44.42	62.69	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	68.36
自己資本比率	%	3.81	4.53	4.01
信託財産額	百万円	24,535,496	23,501,576	23,973,650

		2011年度 第3四半期 連結会計期間 (自2011年 10月1日 至2011年 12月31日)	2012年度 第3四半期 連結会計期間 (自2012年 10月1日 至2012年 12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	11.99	21.91

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 3 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末新株予約権－(四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。
 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、Asahi Finance (Cayman) Ltd. は2012年11月26日付で清算終了いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、各国の金融緩和姿勢が継続する中で、減速から底打ちの兆しが見られ始めました。FRBが資産買入の規模を拡大、日銀は資産買入等基金を101兆円へ増額したほか、欧州や新興国各国では低金利政策が維持されました。世界経済の牽引役となっていた中国経済は夏場に減速しましたが、10-12月期成長率は2年ぶりに伸びが加速するなど、秋以降は改善を示す指標が見られ始めました。米国経済も消費や住宅関連、雇用など全般的に底堅さが確認されました。

一方、日本経済に関しては、夏場以降、中国や欧州向け輸出の減少が続きました。復興需要が下支えとなりましたが、輸出に加えて消費や設備投資などが伸びず、国内経済は弱い指標が目立ちました。

金融市場は、年末にかけて政治動向に影響を受ける場面が目立ちました。日本では解散総選挙を経て新政権が発足しました。衆議院解散以降の外国為替市場では新政権の政策に対する期待を背景に円安が進み、日経平均は年末にかけて1万円台を回復しました。一方、米国市場では財政協議の難航を嫌気する動きが目立つ展開となりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、りそな改革の断行を通じた経営の健全化を実現するとともに、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦することで銀行から金融サービス業への進化を目指してまいりました。

一方、グローバル化の加速、少子高齢化の進展、資金循環構造の変化、デフレの継続等を背景に、国内金融を取り巻く事業環境の不確実性が高まるなか、こうした環境変化への対応をさらに強化すべく、2012年11月に、“2016年3月末までを新たな計画期間とする経営の健全化のための計画”を公表いたしました。

当グループは、これまでのりそな改革の基本方針を堅持しつつ、事業環境変化への適切な対応を強化することで、お客さま・地域の皆さまに最も信頼される「真のリテールバンク」を実現し、国内リテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立してまいります。

具体的には、A：「オールりそな」の発揮、C：「クロスセールス」の徹底、L：「ローコストオペレーション」の推進という経営改革のACLを継続し、2つの基本戦略（「事業領域の選択と集中」「りそなスタイルの追求」と、4つの重点施策（「“変化”を見据えた新たな収益機会の創出と深掘り」「お客さま接点の戦略的強化」「ローコストオペレーションのさらなる加速」「持続的成長を支える強固な財務基盤の継続」）の展開により、「お客さまとの価値の共創」と「サービスの質的向上」を通じた「グループ企業価値の最大化」を目指してまいります。

－経営改革のACL－

A：「オールりそな」の発揮

お客さまにとって真に役立つ“価値”を提供するために、当グループの持つあらゆるソリューション機能・商品・サービス・人材等を有機的に結合させ、グループの総合力を発揮してまいります。

C：「クロスセールス」の徹底

お客さまの顕在・潜在ニーズを起点として、中長期的なリレーション・信頼関係のもとでお客さまの事業活動や生活シーンに寄り添い、りそなが持つソリューション機能・商品・サービスの提供等を通じて、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

L：「ローコストオペレーション」の推進

お客さまの目線やお客さまの利便性・安全性の向上を重視しつつ、より効率的かつ効果的なオペレーションのあり方を絶えず志向し続けることで、さらなる競争力の向上を目指してまいります。

（業績の概況）

当第3四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比7,605億円減少し42兆4,392億円となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比9,491億円減少して10兆3,867億円で、貸出金は前連結会計年度末比876億円減少して25兆6,950億円になりました。負債では、預金が前連結会計年度末比6,157億円減少して33兆9,078億円となりました。

純資産の部については、四半期純利益の計上などにより前連結会計年度末比1,954億円増加して2兆387億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、441円21銭となっております。

連結粗利益は、前第3四半期連結累計期間に計上した信託受益権配当の剥落などにより、前年同期比179億円減少して4,706億円となりました。また、株式等関係損益は前年同期比87億円減少し148億円の損失となりましたが、与信費用総額は前年同期比262億円改善して190億円の戻入益となったことから、税金等調整前四半期純利益は前年同期比58億円増加して2,173億円となりました。一方、税金費用等は税効果会計にかかる会社例示区分の見直し等により前年同期比656億円減少し、この結果、連結四半期純利益は前年同期比715億円増加して2,292億円となりました。また、1株当たり四半期純利益は93円83銭となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前年同期比38億円減少し1,909億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比11億円増加し616億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前年同期比119億円減少し2,099億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比132億円増加し1,166億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前年同期比179億円増加し591億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比183億円増加し532億円となりました。

当第3四半期連結累計期間における主な項目の分析は、以下のとおりです。

(単位：億円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	前第3四半期 連結累計期間比
経常収益	6,381	6,194	△186
連結粗利益	4,885	4,706	△179
資金利益	3,493	3,324	△168
信託報酬(償却後)	175	159	△15
(信託勘定不良債権処理額)	0	△0	△0
役務取引等利益	858	893	34
特定取引利益	160	22	△137
その他業務利益	198	305	107
一般貸倒引当金繰入額	506	—	△506
営業経費	△2,683	△2,623	59
臨時損益	△584	94	679
うち株式等関係損益	△61	△148	△87
うち不良債権処理額	△857	△240	617
うち与信費用戻入額	277	430	152
うち持分法による投資損益	0	2	1
経常利益	2,124	2,177	53
特別利益	15	6	△8
特別損失	△25	△11	14
税金等調整前四半期純利益	2,114	2,173	58
法人税、住民税及び事業税	△83	△449	△365
法人税等調整額	△422	599	1,022
少数株主利益	△31	△31	0
四半期純利益	1,576	2,292	715
与信費用総額	△72	190	262

(注) 1 与信費用総額＝信託勘定不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額＋与信費用戻入額

2 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

① 国内・海外別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内は3,281億円、海外は76億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、3,324億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ159億円、22億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では893億円、305億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	345,321	7,173	3,136	349,359
	当第3四半期連結累計期間	328,135	7,686	3,351	332,470
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	389,036	8,852	5,585	392,303
	当第3四半期連結累計期間	366,298	9,107	5,697	369,708
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	43,714	1,679	2,449	42,944
	当第3四半期連結累計期間	38,163	1,421	2,345	37,238
信託報酬	前第3四半期連結累計期間	17,534	—	—	17,534
	当第3四半期連結累計期間	15,987	—	—	15,987
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	85,737	93	1	85,829
	当第3四半期連結累計期間	89,285	41	6	89,321
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	123,803	218	14	124,007
	当第3四半期連結累計期間	127,495	185	25	127,655
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	38,066	125	13	38,178
	当第3四半期連結累計期間	38,209	143	19	38,333
特定取引収支	前第3四半期連結累計期間	16,003	—	—	16,003
	当第3四半期連結累計期間	2,292	—	—	2,292
うち特定取引収益	前第3四半期連結累計期間	16,447	—	—	16,447
	当第3四半期連結累計期間	3,777	—	—	3,777
うち特定取引費用	前第3四半期連結累計期間	444	—	—	444
	当第3四半期連結累計期間	1,484	—	—	1,484
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	19,305	504	—	19,810
	当第3四半期連結累計期間	29,924	614	—	30,539
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	39,017	157	—	39,175
	当第3四半期連結累計期間	37,444	614	—	38,059
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	19,711	△346	—	19,365
	当第3四半期連結累計期間	7,520	—	—	7,520

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は1,276億円、役務取引等費用合計は383億円となり、役務取引等収支合計では893億円となりました。なお国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	123,803	218	14	124,007
	当第3四半期連結累計期間	127,495	185	25	127,655
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	22,783	35	—	22,819
	当第3四半期連結累計期間	24,063	30	—	24,093
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	26,601	177	—	26,778
	当第3四半期連結累計期間	26,391	149	—	26,540
うち信託関連業務	前第3四半期連結累計期間	9,560	—	—	9,560
	当第3四半期連結累計期間	10,228	—	—	10,228
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	21,937	—	—	21,937
	当第3四半期連結累計期間	22,791	—	—	22,791
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	6,825	—	—	6,825
	当第3四半期連結累計期間	8,565	—	—	8,565
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	2,513	0	—	2,513
	当第3四半期連結累計期間	2,454	0	—	2,454
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	9,195	—	—	9,195
	当第3四半期連結累計期間	9,204	—	—	9,204
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	38,066	125	13	38,178
	当第3四半期連結累計期間	38,209	143	19	38,333
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	6,329	—	—	6,329
	当第3四半期連結累計期間	6,425	—	—	6,425

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第3四半期連結累計期間の特定取引収益は37億円、特定取引費用は14億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第3四半期連結累計期間	16,447	—	—	16,447
	当第3四半期連結累計期間	3,777	—	—	3,777
うち商品有価証券収益	前第3四半期連結累計期間	986	—	—	986
	当第3四半期連結累計期間	1,340	—	—	1,340
うち特定取引有価証券収益	前第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第3四半期連結累計期間	15,188	—	—	15,188
	当第3四半期連結累計期間	2,021	—	—	2,021
うちその他の特定取引収益	前第3四半期連結累計期間	272	—	—	272
	当第3四半期連結累計期間	415	—	—	415
特定取引費用	前第3四半期連結累計期間	444	—	—	444
	当第3四半期連結累計期間	1,484	—	—	1,484
うち商品有価証券費用	前第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第3四半期連結累計期間	444	—	—	444
	当第3四半期連結累計期間	1,484	—	—	1,484
うち特定金融派生商品費用	前第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	33,210,660	40,609	—	33,251,269
	当第3四半期連結会計期間	33,863,597	44,266	—	33,907,864
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	19,948,230	20,719	—	19,968,949
	当第3四半期連結会計期間	20,910,304	24,772	—	20,935,076
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	12,679,486	19,889	—	12,699,375
	当第3四半期連結会計期間	12,222,755	19,494	—	12,242,249
うちその他	前第3四半期連結会計期間	582,943	—	—	582,943
	当第3四半期連結会計期間	730,537	—	—	730,537
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	1,618,190	—	—	1,618,190
	当第3四半期連結会計期間	1,312,570	—	—	1,312,570
総合計	前第3四半期連結会計期間	34,828,850	40,609	—	34,869,459
	当第3四半期連結会計期間	35,176,167	44,266	—	35,220,434

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,169,220	100.00	25,630,836	100.00
製造業	2,606,125	10.35	2,527,920	9.86
農業, 林業	11,666	0.05	11,980	0.05
漁業	1,607	0.01	1,185	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	13,895	0.06	13,187	0.05
建設業	695,476	2.76	658,422	2.57
電気・ガス・熱供給・水道業	83,346	0.33	102,186	0.40
情報通信業	276,379	1.10	257,849	1.01
運輸業, 郵便業	532,714	2.11	505,155	1.97
卸売業, 小売業	2,418,758	9.61	2,418,991	9.44
金融業, 保険業	628,569	2.50	646,658	2.52
不動産業	2,320,130	9.22	2,525,229	9.85
物品賃貸業	280,362	1.11	301,790	1.18
各種サービス業	1,556,362	6.18	1,521,418	5.94
国, 地方公共団体	781,738	3.11	784,613	3.06
その他	12,962,087	51.50	13,354,247	52.10
海外及び特別国際金融取引勘定分	58,792	100.00	64,242	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	58,792	100.00	64,242	100.00
合計	25,228,013	—	25,695,078	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	12,078,639	47.98	12,454,935	48.59

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	76,857	0.31	55,295	0.23
有価証券	0	0.00	53	0.00
信託受益権	23,214,010	94.61	22,196,292	94.45
受託有価証券	3,027	0.01	5,463	0.02
金銭債権	321,347	1.31	331,707	1.41
有形固定資産	566,037	2.31	505,766	2.15
無形固定資産	2,485	0.01	2,024	0.01
その他債権	6,159	0.03	6,438	0.03
銀行勘定貸	325,231	1.33	380,358	1.62
現金預け金	20,340	0.08	18,175	0.08
合計	24,535,496	100.00	23,501,576	100.00

負債

科目	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,199,867	29.34	7,229,115	30.76
年金信託	3,520,506	14.35	3,487,425	14.84
財産形成給付信託	1,092	0.01	1,136	0.01
投資信託	12,208,368	49.76	11,242,889	47.84
金銭信託以外の金銭の信託	286,619	1.17	311,765	1.33
有価証券の信託	148,317	0.60	122,353	0.52
金銭債権の信託	334,276	1.36	343,366	1.46
土地及びその定着物の信託	120,276	0.49	118,304	0.50
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,852	0.01	2,854	0.01
包括信託	713,317	2.91	642,363	2.73
合計	24,535,496	100.00	23,501,576	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	154	0.20	139	0.25
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	7	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	47	0.06	41	0.07
卸売業, 小売業	131	0.17	104	0.19
金融業, 保険業	19,324	25.15	5,892	10.66
不動産業	1,680	2.19	1,371	2.48
物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	17	0.02	14	0.03
国, 地方公共団体	—	—	—	—
その他	55,500	72.21	47,725	86.31
合計	76,857	100.00	55,295	100.00

(注)「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	48,076	62.55	41,859	75.70

③ 元本補填契約のある信託の運用/受入状況

金銭信託

科目	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	76,857	19.66	55,295	12.98
有価証券	—	—	—	—
その他	314,039	80.34	370,691	87.02
資産計	390,896	100.00	425,986	100.00
元本	390,232	99.83	425,485	99.88
債権償却準備金	230	0.06	165	0.04
その他	434	0.11	336	0.08
負債計	390,896	100.00	425,986	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前第3四半期連結会計期間 貸出金76,857百万円のうち、破綻先債権額は31百万円、延滞債権額は15,100百万円、3ヶ月以上延滞債権額は117百万円、貸出条件緩和債権額は3,532百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は18,781百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 貸出金55,295百万円のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は1,331百万円、3ヶ月以上延滞債権額は27百万円、貸出条件緩和債権額は2,036百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は3,399百万円であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当グループは、「真のリテールバンク」を目指すうえで、主に以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

1 基本戦略

当グループは、国内リテール分野における様々な変化を新たなビジネスチャンスと捉え、2つの基本戦略（「事業領域の選択と集中」「りそなスタイルの追求」）に継続して取り組んでまいります。

①事業領域の選択と集中

経営資源の効率的かつ効果的な配分による収益力の向上を図り、「グループ企業価値の最大化」を実現していくため、地域とお客さまの2つの軸における「事業領域の選択と集中（2つのフォーカス）」を行うことで、競争優位の確立を目指してまいります。

a. 地域軸における2大都市圏へのフォーカス

2大都市圏（大阪を中心とする「関西圏」及び東京・埼玉を中心とする「首都圏」）は、今後もさらなる成長が期待できるマーケットであり、当グループの豊富なお客さま基盤や稠密で身近な店舗ネットワーク、緊密なリレーションと高度なソリューション力を融合させることで、さらなるプレゼンス向上を目指してまいります。

b. お客さま軸におけるリテール重視

リテールのお客さまを重視した事業展開を継続し、個人のお客さまに対しては、「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまに対しては、「経営課題解決型ビジネス」を徹底してまいります。

加えて、企業オーナーや資産家等のお客さまの多様なニーズに対しては、中長期的な視点のもと、商業銀行としてのバンキング機能に信託・不動産の機能を融合させた高度なソリューション力をもってお応えしてまいります。

②りそなスタイルの追求

りそなスタイルとは、当グループが従来の銀行の常識や慣行にとらわれない金融サービス企業への進化を遂げるための、変革と競争力向上を支える“礎”となるものです。今後も、りそなスタイルの確立及び進化に向け、引き続き「新しい企業文化の創造」「個の重視」「信頼度No.1への挑戦」に取り組み、「真のリテールバンク」を目指してまいります。

2 重点施策

不透明な事業環境下における持続的な成長の実現を目指し、4つの重点施策にグループ一丸となって取り組んでまいります。

①“変化”を見据えた新たな収益機会の創出と深掘り

収益環境の不確実性が高まるなか、国内リテール分野における競争優位を確たるものとし、次なる成長を実現するために、様々な“変化”に起因する新たなビジネスチャンスを積極的に切り拓くとともに、身近なリレーションと高度なソリューションを両輪として、これまで以上にきめ細やかにお客さまのニーズを深掘りすることで、拡がりとお行きのある営業を展開してまいります。

②お客さま接点の戦略的強化

地域密着型の間接金融を本業とする当グループにとって、お客さまとの接点における競争優位の確立が今後の持続的成長を支える重要な要素であると認識しております。事業環境の様々な変化に伴い、お客さまの金融行動や取引スタイルに変化が見られるなか、当グループは、今一度原点に立ち返り、お客さまとの接点を“地域”“マーケティング”“人材”“チャネル”等あらゆる側面から見直し、戦略的な強化を図ってまいります。

こうした営業改革の取組み強化を通じ、当グループが経営資源を集中する戦略領域において4つのLeading Field（「ソリューション」「ファンドビジネス」「承継ビジネス」「CAM（Customer Asset Management）ビジネス」）を確立し、当該分野においてお客さまから最も支持される金融サービス企業を目指してまいります。

また、「地域運営」を営業組織の基本とする当グループとして、各地域がそれぞれの地域特性やお客さまのニーズ等に応じた4つのLeading Fieldの最適な組合せ（「地域特性・変化に即したリテール・ベストミックス」）を目指してまいります。

③ローコストオペレーションのさらなる加速

当グループは、これまで預金分野で蓄積してきたオペレーション改革のノウハウを新たに融資業務及び住宅ローン業務分野にも展開することで、サービス品質の向上とローコストオペレーションのさらなる加速を目指してまいります。

また、経営資源の選択と集中の観点から、金融サービス企業として、お客さまの多様かつ高度なニーズにお応えするべく、適切なアライアンス展開等を通じた総合力の強化に努めてまいります。

④持続的成長を支える強固な財務基盤の継続

当グループは、持続的な成長を遂げるためには強固な財務基盤の確立が不可欠であるとの認識のもと、小口分散化された貸出金、安定した預金調達、リスクをコントロールしたマーケット運用をベースとし、健全な資産から安定的な収益を生み出す財務基盤の維持・強化に引き続き努めてまいります。

また、今後の成長を支える財務基盤の整備と公的資金の早期返済の両立をより確かなものとするべく、今後も着実な利益計上による安定的な剰余金蓄積に努めてまいります。

3 「りそな資本再構築プラン」について

当グループは、財務基盤を普通株式中心の分かりやすい資本構成に再構築するとともに、公的資金完済への展望を示し、新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）を踏まえた将来的な資本の質の確保を実現するために、2010年11月に「りそな資本再構築プラン」（以下「本プラン」）を公表しました。

具体的には、2011年2月までに公募普通株式の発行により返済原資（発行価額の総額）5,477億円を確保し、2011年3月に当該調達資金及び当社剰余金を活用し、注入額ベースで8,135億円（時価総額8,819億円相当）の預金保険法優先株式の返済を完了しております。

本プランの背景及び今後の課題は以下のとおりです。

①本プラン策定の背景

当グループは、2003年の預金保険法による公的資金注入以来、再生に向けた改革に取り組み、また、「真のリテールバンク」として飛躍すべく経営努力を積み重ねてまいりました。その間、公的資金の

返済原資である剰余金の着実な蓄積に努め、公的資金の返済に尽力してまいりました。

これまで、預金保険法優先株式は、当グループの再生と成長を支えてまいりましたが、一方でその証券としての特性から、当社の普通株主価値の評価を複雑なものとしてきました。当グループは、このような複雑さを払拭し、ステークホルダーの皆様から、小口分散化された貸出金、安定した預金調達、リスクを抑えたマーケット運用、充実した店舗ネットワークとサービスなどにより、健全な資産から安定した収益を生み出す、日本で最もユニークな「真のリテールバンク」として更なる信頼を勝ち得るため、本プランを策定したものです。今後、当グループの資本政策は、「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」に大きく舵を切ってまいります。

②今後の諸施策・方針

ア. 中長期的な配当方針

当グループは、企業価値向上に向けた経営改革に努めるとともに、公的資金の早期返済を実現すべく、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出を抑制することを基本方針としつつ、今後も安定配当を目指してまいります。

なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

イ. 今後の公的資金の返済方針

a. 預金保険法に基づく優先株式（預金保険法優先株式）

2012年12月31日現在残存する4,500億円（注入額ベース）につきましては、今後の利益（剰余金）を蓄積し返済する予定です。ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向を見極め、柔軟かつ機動的に検討してまいります。

b. 預金保険法に基づく普通株式

預金保険法優先株式の返済を優先したいと考えており、預金保険機構が保有する普通株式に関しては、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定です。

c. 早期健全化法に基づく優先株式（丙種及び己種優先株式）

仮に、一斉取得（一斉転換）となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として保有しており、発行済株式数の増加は生じない見込みです。

ウ. 自己資本規制強化（「バーゼルⅢ」）への対応方針

当グループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準（第二基準）の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準（第一基準）を意識した自己資本運営を行います。なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客様に対し最大限のサービス提供力強化を図ります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	2,520,000
第5種優先株式	4,000,000
第6種優先株式	3,000,000
第一回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第二回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第三回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第四回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第一回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第二回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第三回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第四回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
計	7,574,520,000

(注) 1 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。

2 第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2012年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2013年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	225,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、12
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、13
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、14
計	2,769,477,691	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、2013年2月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(2015年1月1日までの毎年1月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

1,501円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

39,973,351株(2013年1月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.58%)

(4) 当社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
- ① 丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
2015年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額
引換価額は1,501円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、2015年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
2015年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、2015年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を2015年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (7) 議決権条項
 丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
 法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
 引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度
 1年に1度（2014年7月1日までの毎年7月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
 3,240円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 30,864,197株（2013年1月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.22%）
- (4) 当社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金
 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
 己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
- ② 非累積条項
 ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
 己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 己種優先中間配当金
 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
2014年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
引換価額は3,240円とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、2014年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
2014年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、2014年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を2014年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
 - ② 修正の頻度
1年に1度（2011年5月1日以降毎年5月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
154円
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
2,922,077,922株（2013年1月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の116.18%）
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
 - ① 第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、2004年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間
2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

- ② 引換価額
引換価額は392円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.97%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
2013年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675% (払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2014年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。
- 14 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第6種優先配当金
- ① 第6種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年4.95% (払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭) とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第6種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
2016年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年10月1日～ 2012年12月31日	—	2,769,477	—	340,472	—	340,472

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である2012年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2012年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,188,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,716,300 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 24,497,163 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注)1 (注)2
単元未満株式	普通株式 1,052,791	—	(注)3
発行済株式総数	2,769,477,691	—	—
総株主の議決権	—	26,747,163	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,400株(議決権64個)及び従業員持株会支援信託E S O P保有の株式8,371,400株(議決権83,714個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式61株が含まれております。

② 【自己株式等】

2012年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	64,188,600	—	64,188,600	2.55
計	—	64,188,600	—	64,188,600	2.55

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

3 上記のほか、従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式が8,371,400株あります。

2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役兼 執行役会長	指名委員会委員 報酬委員会委員	細 谷 英 二	2012年11月4日

(3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
社外取締役 監査委員会委員長 指名委員会委員	社外取締役 監査委員会委員長	永 井 秀 哉	2012年11月9日
社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員	社外取締役 指名委員会委員長	有 馬 利 男	2012年11月9日

第4 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(自2012年10月1日 至2012年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自2012年4月1日 至2012年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2012年12月31日)
資産の部		
現金預け金	2,707,761	2,839,738
コールローン及び買入手形	246,323	277,704
買入金銭債権	439,726	404,372
特定取引資産	696,538	902,825
金銭の信託	—	353
有価証券	11,335,875	10,386,703
貸出金	※1 25,782,695	※1 25,695,078
外国為替	76,340	70,137
その他資産	1,158,028	1,046,336
有形固定資産	307,088	305,610
無形固定資産	51,860	45,049
繰延税金資産	169,357	225,549
支払承諾見返	608,435	557,364
貸倒引当金	△379,863	△317,300
投資損失引当金	△338	△243
資産の部合計	43,199,830	42,439,281

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2012年12月31日)
負債の部		
預金	34,523,604	33,907,864
譲渡性預金	1,337,560	1,312,570
コールマネー及び売渡手形	408,527	483,647
売現先勘定	11,998	—
債券貸借取引受入担保金	345,063	46,723
特定取引負債	273,269	334,032
借用金	1,512,904	1,517,978
外国為替	2,051	1,930
社債	797,076	715,164
信託勘定借	354,818	380,358
その他負債	1,089,568	1,057,259
賞与引当金	13,943	6,897
退職給付引当金	12,481	13,289
その他の引当金	41,358	41,451
繰延税金負債	125	321
再評価に係る繰延税金負債	23,713	23,690
支払承諾	608,435	557,364
負債の部合計	41,356,500	40,400,544
純資産の部		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金	237,082	237,082
利益剰余金	1,086,691	1,269,536
自己株式	△86,849	△89,716
株主資本合計	1,577,397	1,757,374
その他有価証券評価差額金	92,243	100,490
繰延ヘッジ損益	27,124	31,963
土地再評価差額金	41,303	41,260
為替換算調整勘定	△4,629	△5,283
その他の包括利益累計額合計	156,042	168,431
少数株主持分	109,890	112,930
純資産の部合計	1,843,329	2,038,736
負債及び純資産の部合計	43,199,830	42,439,281

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)
経常収益	638,100	619,407
資金運用収益	392,303	369,708
(うち貸出金利息)	334,041	315,755
(うち有価証券利息配当金)	43,746	40,549
信託報酬	17,534	15,987
役務取引等収益	124,007	127,655
特定取引収益	16,447	3,777
その他業務収益	39,175	38,059
その他経常収益	*1 48,632	*1 64,218
経常費用	425,641	401,645
資金調達費用	42,944	37,238
(うち預金利息)	23,245	18,163
役務取引等費用	38,178	38,333
特定取引費用	444	1,484
その他業務費用	19,365	7,520
営業経費	268,302	262,313
その他経常費用	*2 56,407	*2 54,753
経常利益	212,458	217,762
特別利益	1,551	675
固定資産処分益	1,551	675
特別損失	2,586	1,124
固定資産処分損	474	752
減損損失	2,112	371
税金等調整前四半期純利益	211,423	217,313
法人税、住民税及び事業税	8,381	44,954
法人税等調整額	42,279	△59,962
法人税等合計	50,661	△15,008
少数株主損益調整前四半期純利益	160,761	232,321
少数株主利益	3,140	3,115
四半期純利益	157,620	229,206

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2012年4月1日 至2012年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	160,761	232,321
その他の包括利益	△13,907	16,679
その他有価証券評価差額金	△20,195	8,265
繰延ヘッジ損益	10,129	4,839
土地再評価差額金	3,384	—
為替換算調整勘定	△7,206	3,584
持分法適用会社に対する持分相当額	△18	△8
四半期包括利益	146,853	249,001
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	150,579	241,639
少数株主に係る四半期包括利益	△3,725	7,362

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)
連結の範囲の重要な変更 Asahi Finance (Cayman) Ltd. は清算により、子会社に該当しないことになったことから、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる影響は軽微であります。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)
(税効果関係) 当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、連結繰越欠損金の解消や業績安定に伴う課税所得の発生実績、及び2012年11月公表の「経営の健全化のための計画」の策定を踏まえて、中長期的な課税所得発生が見込まれると判断したことから、従来、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)における例示区分4号但書に該当する会社であることを前提に、将来課税所得の見積可能期間をおおむね5年として計上しておりましたが、中間連結会計期間より、例示区分2号に該当する会社として、従来の将来課税所得の見積可能期間を超える部分についても計上しております。 (従業員持株会支援信託E S O P) 当社は、2012年1月31日付で「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決定し、同年4月19日までに当社株式の取得を完了いたしました。 E S O P信託による当社株式の取得・処分については、当社がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。したがって、E S O P信託が所有する当社株式については四半期連結貸借対照表において自己株式として表示し、E S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については四半期連結財務諸表に含めて計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2012年12月31日)
破綻先債権額	13,970百万円	14,853百万円
延滞債権額	457,844百万円	437,260百万円
3ヵ月以上延滞債権額	4,555百万円	4,246百万円
貸出条件緩和債権額	274,523百万円	306,176百万円
合計額	750,893百万円	762,538百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2 一部の連結子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2012年12月31日)
金銭信託	407,227百万円	425,485百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)
貸倒引当金戻入益	— 百万円	33,255百万円
償却債権取立益	27,781百万円	9,782百万円
株式等売却益	3,465百万円	6,159百万円

※2 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)
貸倒引当金繰入額	1,618百万円	— 百万円
貸出金償却	31,793百万円	21,979百万円
株式等売却損	7,455百万円	3,667百万円
株式等償却	2,165百万円	17,408百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)
減価償却費	20,514百万円	21,146百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2011年5月13日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2011年3月31日	2011年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回 優先株式	5,301	23.56			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50			

当第3四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年5月11日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2012年3月31日	2012年6月6日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回 優先株式	4,810	21.38			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50			

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年12月31日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	194,810	221,870	41,158	457,839	4,023	461,862
経費	△132,500	△115,574	△6,279	△254,354	—	△254,354
実勢業務純益	62,310	106,258	34,879	203,448	4,023	207,471
与信費用	△1,891	△2,806	—	△4,698	—	△4,698
与信費用控除後業務純益(計)	60,418	103,452	34,879	198,750	4,023	202,773

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額36百万円(利益)を除いております。
4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
6. 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	198,750
「その他」の区分の利益	4,023
与信費用以外の臨時損益	1,731
特別損益	△1,021
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	7,939
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	211,423

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	190,922	209,921	59,141	459,985	△5,851	454,133
経費	△131,482	△113,261	△5,874	△250,617	—	△250,617
実勢業務純益	59,439	96,660	53,267	209,367	△5,851	203,516
与信費用	2,165	20,036	—	22,202	—	22,202
与信費用控除後業務純益(計)	61,605	116,696	53,267	231,569	△5,851	225,718

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額0百万円(損失)を除いております。
 4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 6. 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	231,569
「その他」の区分の損益	△5,851
与信費用以外の臨時損益	△14,636
特別損益	△430
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	6,662
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	217,313

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
 2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、「個人部門」に含まれていた一部の商品(アパートマンションローン等)について、第1四半期連結会計期間から、「法人部門」に含めて計上するよう変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分により表示しており、前第3四半期連結累計期間の「1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

(有価証券関係)

※ 1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

※ 2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2012年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,693,953	1,730,083	36,130
地方債	359,597	373,008	13,410
社債	7,135	7,226	90
合計	2,060,686	2,110,318	49,631

当第3四半期連結会計期間(2012年12月31日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,824,577	1,872,254	47,676
地方債	380,530	396,004	15,474
社債	7,207	7,292	85
合計	2,212,315	2,275,552	63,236

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券

前連結会計年度(2012年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	342,599	463,947	121,347
債券	8,451,005	8,463,576	12,571
国債	7,393,301	7,396,235	2,933
地方債	183,554	188,858	5,304
社債	874,149	878,482	4,332
その他	365,148	363,129	△2,018
合計	9,158,753	9,290,653	131,900

当第3四半期連結会計期間(2012年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	319,869	444,677	124,808
債券	7,354,953	7,369,846	14,893
国債	6,151,155	6,153,637	2,481
地方債	205,951	212,776	6,824
社債	997,846	1,003,432	5,586
その他	361,062	362,805	1,742
合計	8,035,885	8,177,330	141,444

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第3四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は1,230百万円であります。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は17,131百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	26,506	2	2
店頭	金利スワップ	50,562,120	4,897	4,897
	キャップ	116,270	1,674	1,759
	フロアー	92,115	1,368	1,329
	スワップション	6,257,000	18,219	5,876
合計		—	26,162	13,864

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間(2012年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	153,491	0	0
店頭	金利スワップ	53,462,433	4,397	4,397
	キャップ	101,572	1,686	1,737
	フロアー	97,535	1,693	1,611
	スワップション	5,071,700	18,456	5,877
合計		—	26,233	13,624

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,247,504	△16,504	27,474
	為替予約	1,655,259	△26,475	△26,475
	通貨オプション	2,788,492	69,911	74,713
合計		—	26,931	75,711

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間(2012年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,044,404	△18,817	14,389
	為替予約	1,853,807	1,216	1,216
	通貨オプション	2,841,062	21,430	30,300
合計		—	3,828	45,907

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	64.31	93.83
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	157,620	229,206
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	157,620	229,206
普通株式の期中平均株式数	千株	2,450,776	2,442,673
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	44.42	62.69
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,097,077	1,213,298

(注) 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式(当第3四半期連結累計期間8,096千株)を控除しております。

2 【その他】

1 株当たり純資産額

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2012年12月31日)
1 株当たり純資産額	円	354.35	441.21
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	1,843,329	2,038,736
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	974,885	960,930
うち少数株主持分	百万円	109,890	112,930
うち優先株式	百万円	848,000	848,000
うち優先配当額	百万円	16,995	—
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	百万円	868,444	1,077,806
1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	千株	2,450,772	2,442,812

(注) 「1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P 信託が所有する当社株式(当第3四半期連結会計期間7,953千株)を控除しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2013年2月6日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	充 男 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの2012年4月1日から2013年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2012年10月1日から2012年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2012年4月1日から2012年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の2012年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月8日

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第12期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。